

2023年9月21日

F B保守利用のお客様 各位

山銀システムサービス株式会社

インボイス制度開始に伴う適格請求書発行事業者の登録番号等のお知らせ

拝啓 貴社におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2023年10月より、インボイス制度（適格請求書等保存方式。以下、「本制度」といいます）が開始されることに伴い、消費税の課税事業者が仕入税額控除を適用する要件として、適格請求書等（いわゆる「インボイス」）の保存が義務付けられます。

この適格請求書等の発行は適格請求書発行事業者に限られるため、当社においても適格請求書発行事業者の登録を行っております。以下にその登録番号および制度開始に伴う必要事項をご通知します。ご理解、ご対応のほど、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 登録番号について

登録番号：T1390001002229

2. 必要事項について

(1) 月額料金 2,200円/月（うち、消費税額200円）

(2) 適用税率 10%※

※ 適用税率は現行法によるものです。法改正の際は税率を変更いたします。

(3) 本制度開始後は、口座振替申込書（写）、当文書および通帳における引き落としの記録をもって、適格請求書（インボイス）とさせていただきます。

以上

【本件に関する問い合わせ先】

山銀システムサービス株式会社 総務部

Mail : soumu@yamaginsystem.com